

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道恩給条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（職員厚生課） 42

告 示

○土地改良区の役員の退任の届出……………（農業施設管理課） 42

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 42

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課） 42

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 43

○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課） 43

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 43

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 43

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 43

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 44

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 44

○特定調達契約に係る落札者の公示（2件）…………… 47

道立北見病院告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 48

道収用委員会告示

○裁決手続開始の決定（2件）…………… 49

規 則

北海道恩給条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年5月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第75号

北海道恩給条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道恩給条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第29号）の施行期日は、平成28年6月1日とする。

告 示

北海道告示第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、余市川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成28年5月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

退 任 年 月 日 理 事 ・ 監 事 の 別 氏 名 住 所

平成28. 4. 27 理 事 新 藤 哲 余市郡余市町黒川町775番地

北海道告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年5月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

認 可 年 月 日 土 地 改 良 区 名

平成28. 5. 9 空 知 土 地 改 良 区

同 28. 5. 10 てしおがわ土地改良区

同 28. 5. 11 厚 真 町 土 地 改 良 区

同 28. 5. 12 浦 白 土 地 改 良 区

同 神 竜 土 地 改 良 区

同 鵠 川 土 地 改 良 区

北海道告示第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成28年5月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

土 地 改 良 区 名 土 地 改 良 施 設 名 管 理 規 程 の 概 要

石 狩 土 地 改 良 区 新田川第二頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

日高門別土地改良区 日高第1頭首工 同

同 千栄第2頭首工 同

同 千栄第3頭首工 同

同 正 和 頭 首 工 同

同 厚 賀 頭 首 工 同 北海道告示第377号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成28年 5 月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 保安林予定森林の所在場所 寿都郡寿都町字歌棄町有戸376の2（国有林。次の図に示す部分に限る。）、376地先（次の図に示す部分に限る。）、376、385の2 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第378号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成28年 5 月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除に係る保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル1427の1（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 公衆の保健 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第379号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年	法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成28年 5 月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 水源の涵養 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第380号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成28年 5 月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 2 保安林として指定された目的 飛砂の防備 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。 イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第381号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成28年 5 月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 河西郡芽室町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
---	---

ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 芽室町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡留寿都村・河西郡芽室町（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 留寿都村・芽室町（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡日高町・河東郡鹿追町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）	号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成28年5月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見美山町4（Ⅱ－7－93－1940） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市美山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見美山町7（Ⅲ－7－34－670） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市美山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見緑ヶ丘3丁目（Ⅰ－7－72－2566） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市緑ヶ丘3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面をオホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第382号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57	総合振興局告示及び振興局告示 北海道空知総合振興局告示第16号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月24日

北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車（1.5m／800t級） 2台

イ ロータリ除雪車（2.2m／2,300t級） 2台

（交換契約によりロータリ除雪車（2.2m／2,300t級）1台を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車2台を当該契約の相手方から調達する。）

ウ 除雪トラック（10t級6×6専用型）2台

（交換契約により除雪トラック（10t級6×6専用型）1台を契約の相手方に供し、除雪トラック2台を当該契約の相手方から調達する。）

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限

ア 平成29年3月23日

イ 平成29年3月23日

ウ 平成28年12月22日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において、当該調達物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者

であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年5月24日（火）から同年6月22日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成28年7月6日（水）午前10時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結するものが契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合

う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ
(<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm>)
においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を
講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、
次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
- (3) 電 話 番 号 011-561-0384

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 2
- b Rotary Snow Remover (length 2.2 meters / 2,300 tons class) Quantity 2
- c Snow Removing Truck (10 tons class, 6×6) Quantity 2

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 6, 2016

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional
Administration Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chu-
ku, Sapporo 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0384

北海道空知総合振興局告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月24日

北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ノート型パソコンの賃貸借（75台分） 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成28年9月1日から平成33年8月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要
する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、こ
の契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有する
こと。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい
ないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明
した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備
されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ
る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定め
るところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ
ならない。

ア 申 請 の 時 期 平成28年5月24日から同年6月24日まで（日曜日及び土曜日
を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな
ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 平成28年7月6日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月5日までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及び入札の公告予定時期

- (1) 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 41台
- (2) 予定時期 平成28年7月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
- (3) 電話番号 011-561-0383

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to procured : Lease of Personal Computer 75 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 6, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than July 5, 2016)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0383

北海道渡島総合振興局告示第65号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年5月24日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車の賃貸借（函館高等技術専門学院） 1台分 一式（一月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成28年5月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 日通商事株式会社
(2) 住所 東京都港区海岸1丁目14番22号
- 4 落札金額
29,484円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

平成28年 4 月12日付け北海道渡島総合振興局告示第52号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島総合振興局告示第66号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年 5 月24日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 落札に係る物品等の名称（1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価）及び数量 (1) 複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式 (2) 調達台数及び調達予定数量 1 台及び 1 月当たり9,137枚 2 落札を決定した日 平成28年 5 月10日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社加藤栄好堂 (2) 住 所 亀田郡七飯町本町 4 丁目 5 番 1 号 4 落札金額 (1) 1 月当たりの単価 0 円 (2) 1 枚当たりの単価 1.45円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年 3 月25日付け北海道渡島総合振興局告示第45号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号	平成28年 5 月24日 北海道立北見病院長 井 上 聡 巳 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 北海道立北見病院放射線機器移設業務 一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 契約締結日から平成28年 7 月31日まで (4) 履 行 場 所 ア 北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号 北海道立北見病院（旧庁舎） イ 北見市北 7 条東 2 丁目 北海道立北見病院（新庁舎） 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入（医療機器類）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 医療機器販売業の届出等をしていることを証明した者であること。 (5) 入札予定日から過去 5 年間に於いて、当契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。ただし、道から競争入札への参加の排除又は指名停止の決定通知を受けた者のうち、過去 5 年間の期間と参加の排除又は指名停止の期間が重複する者については、当該参加の排除又は指名停止の期間が経過後に当契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者に限る。 3 条件付一般競争入札の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウに定めるところにより、2 の(4)から(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成28年 5 月24日（火）から同年 6 月24日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 090－0058 北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号 北海道立北見病院庶務課
道 立 北 見 病 院 告 示	
北海道立北見病院告示第70号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。	

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院庶務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院 会議室 (送付による場合は、4に同じ) (2) 入札日時 平成28年7月4日(月)午前10時(送付による場合は、同月1日(金)までに必着) (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道立北見病院のホームページ(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kmb/nyusatsu_info.htm)においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他	平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道立北見病院庶務課 (2) 所在地 郵便番号 090-0058 北見市高栄西町1丁目1番2号 (3) 電話番号 0157-24-6261 11 Summary A Nature and quantity of the service to be procured : Relocation of radiation equipment B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 4, 2016 (If mailed, bids must arrive no later than July 1, 2016) C Contact : Hokkaido Kitami Hospital General affairs section, Koueinishi-machi 1-chome 1-2, Kitami, Hokkaido 090-0058 Japan Phone : 0157-24-6261										
道 収 用 委 員 会 告 示											
北海道収用委員会告示第4号 土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成28年5月24日 北海道収用委員会会長 米 屋 佳 史 1 事件名 平成28年(収)第1号帯広圏都市計画道路事業(3・2・309号2丁目通)収用事件 2 起業者の名称 北海道 3 事業の種類 帯広圏都市計画道路事業3・2・309号2丁目通 4 裁決手続開始を決定する土地											
裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地番	地目	登記記録上の地積(㎡)	実測地積(㎡)	収用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
河西郡芽室	1番67	畑	382	382.88	68.56	不明	別表のとおり	高玉智恵子	帯広市西1条南17丁目7番地1	昭和60年12月11日	条件付所有権

町東芽室南 二線						ただし、（亡）山口 恵 法定相続人（別表のとおり）			（登記記録上 帯広市西21条南 2丁目26番5号）	第31008号	移転仮登記 （条件 農地 法第5条の許 可）
河西郡芽室 町東芽室南 二線	1番74	畑	384	384.53	70.08	不明 ただし、（亡）山口 恵 法定相続人（別表のとおり）	別表のとおり	持分2分の1 田口 幸雄 持分2分の1 田口 直子	帯広市西15条北8丁目8番地6 帯広市西15条北8丁目8番地6	平成1年10月7日 第25837号 平成1年11月9日 第29187号	条件付所有権 移転仮登記 （条件 農地 法第5条の許 可）

5 裁決手続開始決定の日
平成28年5月13日

別表

土 地 所 有 者	
氏 名	住 所
（亡）山口 恵の法定相続人	
（法定相続持分14分の1） 山 口 サダ子	河西郡芽室町東7条9丁目1番地7
（法定相続持分28分の1） 山 口 愛 子	恵庭市相生町1番地7（コロナード恵庭401号）
（法定相続持分28分の1） 山 口 雅 之	河西郡芽室町東7条9丁目1番地7
（法定相続持分21分の3） 藤 田 定 子	河西郡芽室町芽室南3線29番地
（法定相続持分21分の3） 西 保 仁 子	帯広市豊西町西5線23番地
（法定相続持分21分の3） 坂 戸 智 子	帯広市西18条南2丁目18番地20
（法定相続持分21分の3） 山 口 勇	帯広市西14条北3丁目2番地19
（法定相続持分21分の3） 梅 野 操 子	帯広市西22条南2丁目34番地26
（法定相続持分21分の1） 水 口 泰 子	帯広市西11条南29丁目4番地5
（法定相続持分21分の1） 山 口 博 美	帯広市西17条北1丁目22番2号
（法定相続持分21分の1） 江 崎 喜代子	帯広市西17条北2丁目44番27号

北海道収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年5月24日

北海道収用委員会会長 米 屋 佳 史

1 事 件 名

平成28年（収）第2号旭川圏都市計画道路事業（3・3・8号金星橋通）収用事件

2 起業者の名称

北海道

3 事業の種類

旭川圏都市計画道路事業3・3・8号金星橋通

4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日 ・受付番号	種類
旭川市大町2条 2丁目	5番64	宅 地	238.01	238.01	44.93	黒田 登	旭川市大町2条2丁目5番地の 63	なし	なし	なし	なし
旭川市大町2条 2丁目	5番160	宅 地	59.50	59.50	22.47	黒田 登	旭川市大町2条2丁目5番地の 63	なし	なし	なし	なし
旭川市大町2条 2丁目	5番161	宅 地	119.00	119.00	44.93	黒田 登	旭川市大町2条2丁目5番地の 63	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日

平成28年5月13日